

国有企業の管理について

——フランス八二年国有化における国有企業管理の考察——

はじめに

現在フランスは、三度目の保革共存政権(Cohabitation)の状況にある。言うまでもなく、一度目はミッテラン(François Mitterrand)大統領のもとでのジャック・シラク(Jacques Chirac)首相のとき(一九八六年—一九八八年)であり、二度目はバラデュール(Edouard Balladur)首相のとき(一九九三年—一九九五年)である。過去の二回は、いずれも左派の大統領下での右派の政府であったが、現在のそれは、右派の大統領下での左派の政府になっている。第五共和制憲法は、議会に対する大統領優位の体制であると考えられていたが、保革共存政権の経験は、そう単純に言えないことを明らかに

した。すなわち、直接普通選挙によって選出された大統領といえども、議会の支持がなければ、その望む政策を実行することはできず、時には、過去に行った政策とまるで反対のことを許容せざるを得なくなる場合もある。

企業国有化政策は、まさにそのような運命をたどった。これは、ミッテランが最初に大統領に当選したときの目玉政策であった。しかし、その在任中の総選挙で保革が逆転し、シラク内閣が成立してすぐに、今度は逆に、いくつかの企業が民営化されることになったのである。

企業の国有化は規制緩和の流れとは逆行するものだ、というのが日本における一般的認識であろう。また、行政肥大との関係では、これを許容するものだと認識されている。つまり、日本ではいわゆる国有企業とは、官

多田一路

業のことであり、すなわち国营企業のことだと認識されてきた。⁽³⁾だから、国有化は行政肥大化や権力肥大化を伴うものであると解されてきた。「小さな政府」論の枠組みで民営化が語られるとき、常にこのような国有化観がある。

しかし、フランスにおける企業国有化の議論はそれほど単純ではない。フランスで議論されてきた国有化論は、常にその経営管理の問題と結びついており、所有形態の転換によってもたらされる経済効果を超える意義を持つものであった。所有形態の転換だけならば、経済的自由への制限という問題となり、その介入主体は国家ないし地方自治体しか想定されない。しかし、管理の側面に目をむけることによって、逆に国家に一元化されない管理形態が着想されていたのである。ここには、国家権力に対する制限、権力への懐疑の契機が織り込まれている。

フランスにおいては、ディリジスムの一要素とされる国有化は、第一次大戦後の労働運動の議論以来、非国家管理化が意識されてきた。つまり、国有企業は、国营や官営と同義ではなかったのである。したがって、ここで問題となったのは、国有企業ないし公企業において、実

際に誰が経営するのか、集団的に経営活動がなされるとすれば、経営集団の構造はいかなるものか、ということであった。

この経営集団の構造ないし構成に着目して、国有企業を分類することは、当該企業に対する行政ないし官僚の支配度を測るために有効である。この分類方法によって、国有企業は、サンディカリスト型、オートノミスト型、エタティスト型の三つに分類⁽⁴⁾することができる。

サンディカリスト型は、国家の代表以外の集団の利益代表(利用者・消費者、従業員)が多数派を占める経営管理組織が企業の最高機関となる方式である。これはすでにC.G.T.(フランス労働総同盟)が戦前に提起していたいわゆる三者管理方式(gestion tripartite)を純粋に適用したものである。三者管理方式とはもともと、国有企業ないし公企業の経営管理に、生産者、利用者、そしてその両者の調整役として国家の代表が参加する形態⁽⁵⁾であった。その際国家の代表以外のカテゴリーが少なくとも過半数を占めることが重要である。そしてそのもっとも徹底したものは、国家、職員、消費者がそれぞれ同数の代表者を自律的に選出し経営管理組織のメンバ

一とするものであり、戦後の一時期に電気、ガスなどの一部の国有企業で採用された。

オトノミスト型は、国家、職員、利用者の代表に、当該業種の専門的能力を持つ者を加える、または、利用者の代表に代えて、専門能力者を加える形態である。ただし、この専門能力者の選出は多様であり、信用審議会や保険審議会などの全国的な特定業界の監督機構による選定であったり、また、国家自身によって指名される場合もある。そしてそのような構成の取締役会の決定は大蔵大臣の承認を必要とする場合がある。

エタティスト型は、当該企業の経営管理を政府代表が行う形態である。例えば、戦後直後に対独協力に対する懲罰で国有化されたルノーは、デクレで任命される社長が経営に関わる基本的な権限を握っていたし、S. N. E. C. M. A. (Société nationale d'étude et de construction de moteurs d'aviation、航空機製造・軍需産業)は、取締役会の七割以上が国家を代表するもので占められていた。⁽⁷⁾

日本で一般的にイメージされている国有企業とはこの最後のエタティスト型でしかない。つまり、国有化とは

国家管理化であるとイメージされてきたのであって、非国家管理的契機を持つものは捨棄されてきたのである。

本稿は、この企業国有化についてその管理の側面に目をむけて検討を加えるものである。なかでもとりわけ現代フランスに現れたものとして、ミッテラン政権が実施した国有化の管理の問題を取り扱う。

一 国有化法の成立の過程

一九八一年九月二三日、政府は前週にコンセイユ・デタの意見を受けた上で、国有化法案を閣議決定し、同日国民議会に提案した。

政府は国有化法提案理由において、失業の拡大と生産力の喪失を挙げ、それがジスカルデスタン政権の産業政策の欠如によるものだと指摘した。そしてそのために、フランスの工業は、経済の沈滞によって苦境に立たされており、真の経済計画の欠如によって苦しめられている。銀行は経済的危機に対応できていない。だから、「我が国に課されているのは、どんなに困難でも、経済発展を制御し再び促進することである。それゆえ、国の経済における公共部門の役割を著しく拡大する時期が到来して

いる」と主張した。そしてそのような国有化は、「どんな場合にあっては国家管理化と混同してはならない」とされた。⁽⁸⁾

国民議会では一〇月一三日から二六日までほぼ毎日のように審議がなされた。一〇月一三日には、R. P. R. (Rassemblement pour la République) のジャン・フワイエル (Jean Foyel) によって憲法および組織法律に反するとして不受理の申し立て⁽⁹⁾がなされた。フワイエルの主張は、①国有化に関わりがあるとされる会社は公務務の性質も事実上の独占の性質も持たないので、四六年憲法前文に反する、②株主からの収用は公共の必要によって正当化されず、法案は正当かつ事前の補償を株主に保障していないから、人権宣言一七条に反する、③企業間、株主間の差別があり、平等原則を定めた人権宣言六条に反する、④国際法の遵守を定めた五八年憲法五五条、四六年憲法前文一四段に反する、⑤法案が、国有化企業の取締役会の決定による企業の所有の公共部門から民間部門への移転を予定しているから、企業の私有化を法律事項とする憲法三四条に反する、というものであった。この申し立ては即日採択に付され、否決された。

翌一四日にはモーロワ (Pierre Mauroy) 首相より法案の緊急性が表明⁽¹⁰⁾された。そしてその日にフランス民主同盟 (Union pour la démocratie française = U. D. F.) のシャルル・フェーブル (Charles Fèvre) によって、委員会再送付動議が出されたが、否決された。そしてその後の本会議の議論を経て、一〇月二六日に与党の賛成多数により本案が採択された。

元老院の審議は一一月二〇日から二三日にかけて行われた。二三日に、フルカド (Jean-Pierre Fourcade) 独立共和派) シェリウ (Jean Chérioux, R. P. R.)、デリ (Étienne Dailly) Gauche démocratique) によって、先決問題⁽¹¹⁾についての提起がされた。その提起は、国民議会におけるフワイエルの主張とほぼ同じで、国有化に関わりがあるとされる会社は全国的公務務でもなければ事実上の独占でもなく、国有化が公共の必要によっても要請されていない、補償の正当で事前の性格が法案には欠けている、法の下での平等原則を侵害している、国有企業の役員に公共部門から民間への移転をさせうる条項は憲法三四条に反している、国際公法の規範にも反している、ということ、憲法違反を主張するものであった。野党

が多数派である元老院では、この提起が採択され、法案が否決されることになった。

このようにして、多数勢力の異なる国民議会と元老院とが異なる結論を出したのである。したがって憲法四五条の手續きに基づき、一月二十五日に両院合同委員会が開かれた。しかしながら委員会は共同成案を採択することができず、もう一度両院での審議に入った。

国民議会では、再びフワイエルによって不受理の申し立てがなされたが、否決され、国有化法本案は再採択（二月三日）された。これに対し元老院では、フルカド、シェリウ、デリの不受理申し立てが可決され、再び本案は否決（二月一日）されることになる。このため政府は、憲法四五条四項の規定にのっとり、国民議会に最終的な議決を要求した。国民議会の最終審議において三たびフワイエルが不受理申し立てをするが受け入れられず、結局この最終議決によって、国有化法は国会を通過する（二月一日）に至る。

二月一日（元老院）、一九日（国民議会）の野党の提訴を受け、憲法院は、一九八二年一月一日、国有化法違憲の判決を出した。違憲と判断した理由は次の三

点、すなわち、①国有化される企業の子会社等の全部ないし一部譲渡が、公企業部門から私企業部門への移転になる可能性がある場合に、それを国有化される企業の経営機関の権限とした条項につき三四条違反、②国有化対象銀行の除外特例の一部につき平等原則違反、③国有化される際の株式移転に関わる補償の正当性の問題であった。しかしながら、国有化そのものについては、財産権および「事業活動の自由 (liberté d'entreprendre)」の憲法上の効力を認めつつも、合憲と判断した。さらに、国有化される企業の経営管理組織を定める条項については、検討が加えられなかった。それを受けて政府は、違憲とされた部分について、削除ないしは修正を施したものを一月二〇日に閣議決定した。

国会における審議は、第二次国有化法と同様の経過をたどった。しかしながら、国民議会においては、不信任動議以外には野党の反論は目立ったものではなかった。元老院においては、フルカド、シェリウ、デリによる先決問題の提起が採択され、本案審議に入らずに否決された。結局、憲法四五条に基づく国民議会の最終審議によって一九八二年二月五日、新国有化法は可決された。

即日、野党の R. P. R. はまたもや憲法院に提訴した。しかしながら、前回の判決において違憲とされた個所は、削除ないし修正されていたため、実質的に問題となったのは、「補償金の総額の上方修正¹⁴⁾」となるような補償額の計算方法が「正当な補償」の要請に合致しているかどうか、という点であった。憲法院は、二月一日、新国有化法を合憲とする判決を下し、国有化法は即日審署され、公布された。

二 国有化法の構造

成立した国有化法¹⁶⁾は、四章だて全五三条からなる。第一章は五大工業会社の国有化、第二章は銀行の国有化、第三章は二大金融持ち株会社の国有化、第四章は雑則である。一、二、三章はそれぞれ、カテゴリーの異なる企業の国有化について、対象企業を特定し、国有化の方法、国有化された企業の管理運営体制を定めたものである。本稿においては、国有企業の管理、参加が中心的な関心であり、国有化法すべてについて検討することはせずに、その部分に限って検討を加えることとする。

第一章においては、第一条で、電気設備総合会社

(Compagnie générale d'électricité = C. G. E.¹⁷⁾ 電機)、サン＝ゴバン (Compagnie de Saint-Gobain¹⁸⁾ 板ガラス)、PUK (Pechiney-Usine-Kuhlmann¹⁹⁾ マルニウム・金属)、ローヌ＝プーランク (Rhône-Poulenc S. A.²⁰⁾ 持ち株会社)、トムソン＝ブランド (Thomson-Brandt²¹⁾ 家電・エレクトロニクス)の五社についての国有化を定めた。これらは、それぞれ傘下に子会社を抱える親会社であり、フランス経済に対し非常に大きな支配力を持つ企業群であった。なかでも、サン＝ゴバンは、ガラス生産の最大手でありながら、その配下に繊維、空調、機械、製紙、エレクトロニクス、情報などの産業を抱えるコングロマリットの経営を行っていたのである。¹⁷⁾

これら五社は、公共部門法人の所有分を除く全株式の国への移転によって国有化する(二条)とされた。

六条、七条が、これらの国有企業の管理運営体制について定めている。七条に拠れば、「公企業の組織化および民主化に関する法律の執行まで」という条件で、デクレによって取締役会のメンバーが任命される。そしてそれは、国家の代表七名、当該会社およびそのフランスの子会社の職員の代表六名、会社の活動に関連する公的私

的活動における学識経験によって選ばれる者と消費者の代表として選ばれる者あわせて五名、の計十八名で構成される。そのうち、職員の代表については、全国的な次元でもっとも代表的な労働組合組織の提案に基づいて指名される(八条)。六条は、七条に基づき指名される新取締役会の開催までの経過規定であり、それまではデクレによって任命される総支配人 (administrateur général) が会社を運営する。

銀行の国有化(二章)は、三九の銀行の国有化を定めた(一二条)。いづれも預金額十億フランを超える大銀行である。銀行の種類については区別されていないため、戦後直後の金融国有化のときに対象から外された事業銀行も、当然対象とされている。

国有化銀行の管理については、二一条、二二条に定められた。二二条で定められた取締役会の構成は、国家の代表者五名、国有化された銀行およびその子会社の職員の代表者五名、銀行に関する学識経験者および預金者・借り主の代表として合わせて五名の、計一五名である。

七条同様、これも「公企業の組織化および民主化に関する法律の執行まで」という限定付きである。職員代表の

選考は、銀行についても、全国的次元でもっとも代表的な労働組合組織の提案に基づいて指名される(二三条)ことになる。二一条は、六条と同様の経過規定である。

金融持ち株会社は、パリ・ネーデルラント金融持ち株会社 (Compagnie financière de Paris et des Pays-Bas、通称「パリン」)、スエズ金融持ち株会社 (Compagnie financière de Suez) の二社が国有化される。いづれも、フランス内外の金融業を傘下におさめており、パリバは一二条の対象となっているクレディ・デュ・ノール (Crédit du Nord) を、スエズも同じく国有化対象とされている商工信用銀行 (Crédit industriel et commercial ≡ C. I. C.) を、それぞれ支配下に置いていた。

国有化された金融持ち株会社の管理は、銀行のそれと同じである。すなわち、一五名の取締役の構成は、国家の代表、職員の代表、学識経験者および利用者の代表がそれぞれ五名ずつということになっていた(三五条)。

三 国有化企業の管理方式

1 国有化法における管理方式

さて、問題は、この管理方式がどのような意味を持つ

のか、ということである。「五大企業および二大特殊会社」については、むしろ、サンディカリスト型に近い経営機構⁽¹⁹⁾と言えるのだろうか。

国有化法で定められた管理方式は、取締役会の構成について、国家の代表、職員の代表、利用者の代表および学識経験者という、三つのカテゴリーを設け、カテゴリーごとにほぼ拮抗した人数を定めている。したがって、一見、三者管理ないし準三者管理が採用されているように見える。

この点については、それぞれのカテゴリーの、とりわけ、国家代表以外のカテゴリーの取締役の選出が具体的にどのようなになされるのか、ということが重要である。まず、職員代表については、国有化法自身が、労働組合組織の提案によることを定めている。したがって、問題は、三番目のカテゴリー、利用者ないし消費者の代表をどのように選ぶか、ということになる。

一九八二年四月六日の二つのデクレ⁽²⁰⁾、七月二七日のデクレ⁽²¹⁾が、新しい取締役会の選出方法について定めている。それによれば、国家の代表、職員の代表以外のカテゴリーの代表については、銀行・二大金融会社の場合にはそ

のうちの一名を預金者・借り主の代表として選出することを定めているが、それ以外は、当該業種に関わる学識経験、国際貿易の領域の学識経験、地方の要求に対する知識を理由として、選出される、と定めている(銀行・金融会社に関する四月六日のデクレ四条)に過ぎない。

五大工業も同様で、消費者の代表(一名)として選出される場合に、消費大臣(ministre de la consommation)の提案によって指名される、としているのみ(五大工業に関する四月六日のデクレ四条)である。そもそも取締役の指名方法を法律事項とせずにデクレに委ねてしまったこと自体、国家それも行政府に指名権限を与えることになるが、それを留保したとしても、いざれも、任命は、閣僚の報告に基づく大統領のデクレ(四月六日両デクレ一条など)によるのであり、消費者団体、利用者団体等はその選出に介入することはない。

これらのデクレに基づいて選出された学識経験者・利用者のカテゴリーの取締役は、実際にどのような人物であったろうか。

五大工業については⁽²²⁾、国有化法に基づき過渡的な措置として任命された総支配人がそれぞれ引き続きこのカテ

ゴリーの取締役として留任し、その他の各四名はサン＝ゴバンを除き関係公私企業・銀行の幹部と社会党関係者が大勢を占めている。とりわけ、PUCはすべて関係会社の幹部で占められており、ここに一般消費者の代表と思われる者は入っていない。サン＝ゴバンの場合は、組合代表が二名選ばれている。⁽²³⁾

七月二二日のデクレは、⁽²⁴⁾一部の銀行・金融会社について、取締役を任命している。この部門については、国有化法の規定による総支配人がそれぞれ利用者・学識経験者カテゴリーの取締役として留任しているところは、五大工業と交わらない。さらに、関連会社の幹部が相対的に多く任命されているところも同じであり、一般消費者・利用者を代表するような人物はごく僅かである。⁽²⁵⁾

このように、利用者・学識経験者のカテゴリーは、一般消費者・利用者の代表であるとは言いがたい。旧総支配人の横滑りは政策遂行的な意図が明白であり、関連会社の幹部の任命は、旧来の企業の相互支配の関係を崩さないということである。そして社会党関係者の任命は極めて政治的である。⁽²⁶⁾このカテゴリーは、専門家・学識経験の名のもとに、基本的には旧来の企業結合を反映させ

たものであり、一般消費者・利用者はこのカテゴリーのほんの僅かな部分でしかないのである。

三者管理の性格を左右する利用者・学識経験者のカテゴリーが、このような構成となったのは、自主管理を強く打ち出していたはずの社会党が、一方で、国有化企業を国の産業政策推進の主要な手段と位置づけていたこと⁽²⁸⁾と関連する。この点については、「公共部門をけん引車として経済危機と国際競争力低下に悩むフランス経済の体質改善と競争力強化がもくろまれている」と指摘されている。⁽²⁹⁾さらに、社会党最左派の理論家で研究産業相のシュヴェーヌマン (Jean-Pierre Chevènement) は、国有化企業の管理の基本原則の一つとして、均衡の取れた経営の原則を挙げている。均衡の取れた経営とは、すなわち、国有化企業は金を稼がねばならないということ⁽³⁰⁾にほかならない。このように、すでに巨大コングロマリットとして成立していた各国有化企業は、国の経済成長の原動力として活動すること、および、その中で国有化企業自身が利潤を上げることが求められていたのである。こうした狙いがあるならば、国有化企業の経営者については、それにふさわしい人材を当てることができるよう

にしておきたい、ということになる。

結局、取締役会のうち、国家しかも行政府の判断によって任命される者が三分の二にもなっている。この構成はもちろん三者管理ではありえず、もはやサンディカリスト型と言えないことは明らかであろう。また、利用者・学識経験者代表を任命する国家の判断に制度上も実践的にも制限が加えられていないこと(31)から、オートノミスト型に特徴的な、国家からの自律となるような要素は構成上存在しない。このように考えるならば、この管理形態は、極めてエタテリスト型に近いものであると言わざるを得ない。

2 公企業民主化法における管理方式

とはいえ、これは、公企業民主化法が執行されるまでの暫定的な措置だったはずであるから、公企業民主化法⁽³²⁾における管理の問題を改めて検討しなければならぬだろう。しかしながら、公企業民主化法においてもこの管理形態が基本的に維持されている。

公企業民主化法が対象とする企業は、二月一日の法律で国有化された企業にとどまらず、以下のカテゴリー

の企業が、この法律に言う「公企業」とされた(一条)。

1、国家の工業的商業的公共機関で、その法人が公法の体制に従うもの以外のもの。その法人の過半数が私法の規制に従う場合に、行政的および工業的商業的性格の公役務の任務を同時に保障する、その他の国家の公共機関。

2、この法律の附則1に挙げられた会社⁽³³⁾。

3、国立企業、国立会社、混合経済会社、資本金の半数以上を国家が直接保有する株式会社、国有化された共済事業。

4、本条で挙げられた事業所・会社によって、六ヶ月以上の間、直接間接に資本金の半数以上を保有されており、最近二四ヶ月で平均雇用職員数が少なくとも二〇〇人の株式会社。

5、国家、本条で挙げられた公共事業ないし会社の共同で、六ヶ月以上の間、直接間接に資本金の半数以上を保有されており、最近二四ヶ月で平均雇用職員数が少なくとも二〇〇人の株式会社。

二月一日の法律で国有化された企業は、おおむねこの1のカテゴリーに入る。また、中央銀行であるフラン

ス銀行は除外されている(四条)。

法律や、株式の譲渡によって国有化された企業を含む多くの国有企業が、①国家の代表、②科学技術的学識経験、当該活動の地方的側面の知識、消費者・利用者代表の資格を理由に、デクレによって任命される人物、③職員の代表の三者による管理とされた(五条)。また、一部の企業においては、①株主総会で選ばれた者、②職員の代表の二者による管理とされた(六条)。

三者による管理とされた企業は、六名ずつ計一八名で取締役会が構成される企業、五名ずつ一五名で取締役会が構成される企業、デクレによって取締役の構成が決まる企業などさまざまであるが、共通しているのは、いづれも職員の代表は取締役会定数の三分の一になっているということ、識者・利用者のカテゴリーはデクレで任命されるということ、である。したがって、基本的構成は、二月一日の法律と同じであり、同様にエタティスト型に極めて近い構成が取られているということになる。

二者による管理とされた企業には、国有化法で対象とされた企業は基本的に含まれず、国ないしは国有企業等の公共部門によって一定程度株式取得がなされている企

業が対象とされている。この場合の二者管理は、戦前の労働運動が三者管理を提起する以前に検討していたそれとは異なる。戦前の労働運動における二者管理は、利用者と生産者による二者管理であり、公企業民主化法におけるそれは、利用者代表ではなく、株主総会による選出である。この株主総会は当然国家が過半数を占めているが、一方、私企業や個人によって株式が所有されている部分も存在する。

さて、取締役会における、株主総会選出者と職員代表者との比率が問題になるが、基本的には、九名から一八名の取締役の三分の一が職員代表者となるよう定められており、一部の中小企業においては職員代表が二名とされている。国家や公企業によってほぼすべての株式が取得されているような状態でないことによる個人所有者や私法人所有への配慮ではあるが、過半数が国家・公企業に保有されていれば、株主総会は事実上国家と公企業に意思が支配的になる。株主として参加する公企業は、すでに述べたように国家の意思が強く反映する構成となっているから、結局株主総会は国家の意思が支配的になり、そこで指名される取締役も国家代表の側面が強くなる。

したがって、ここでもその管理形態が、サンディカリスト型やオトノミスト型であるとする余地はない。

職員を代表する取締役の選出については、職員による選挙によって選出するよう、大幅な変更がなされている。

選挙の方法は、名簿式比例代表制で、秘密投票が保障される。しかしながら、一般勤労者と、技師・課長などの管理職とは別の選挙人団が編成され、管理職選挙人団には一議席が保障されている。候補者リストは区別されず共通であるため、具体的には、候補者リストのうち、管理職選挙人団の投票の中で最高得票をとったリストに対して一議席が保障されることになる。そして残議席が管理職を含むすべての選挙人の投票結果によって決定される(一六条)。このようにして、管理職が必ず最低一名は取締役に選出されるような仕組みが取られている。

結局、職員代表の選出に選挙制を導入したことは、「民主化の意味における一歩」⁽³⁶⁾であるとしても、「だから」といって、この制度は企業における民主主義を証明することを可能ならしめていない」⁽³⁶⁾。国有化法で定められた取締役会の基本的構成についてはほとんど変更が加えられておらず、エタティスト型に近い構成が維持されてい

るのである。したがって、公企業民主化法が国有化法と異なる意義を持つとすれば、三者管理の範囲を拡張したことにではなく、むしろ労働者代表を一般化したことに意義があると言わねばならないだろう。⁽³⁷⁾

おわりに

ミッテラン政権における大胆な国有化政策は、七〇年代のフランス左翼共同政府綱領の実践としての性格を持ったもの⁽³⁸⁾とされる。しかし、管理の側面から見れば、その内容には大きな相違があると言わざるを得ない。というのも、共同政府綱領が、「反国家管理を担保するものとして、労働者・利用者(消費者)が参画し、国家代表が過半数を占めない取締役会」という定式を採用していた⁽³⁹⁾にもかかわらず、実際に立法化された国有企業の管理制度は、国家代表ないし国家が選任する者の割合がきわめて高く、国家の意思が取締役にいて支配的な意思となるような取締役会の構成が採用されたからである。言い換えるならば、ミッテランの国有化は、反国家管理の方向性が提案理由で表明されていたにもかかわらず、実際に制度として構築されたものは、国家管理に道を開く

ものとなっていたのである。

国有化政策は、保守派からは国家管理化 (nationalization) であるとの批判を浴びた。確かにこれは科学的分析に基づく批判というよりも、政治戦略的主張という側面が強い⁽⁴⁰⁾。しかし、本稿における考察からは、この批判はあながち的を外れているとは言えない。フランス左翼は歴史的に、反国家管理化による経済介入を主張してきたのだが、政権づくに至って、結局それが曖昧化されたことは否めない。したがって、左翼Ⅱ反国家管理、右翼Ⅱ国家管理という単純な図式化は慎まねばならないだろう。

結局、戦前以来構想され、戦後直後の国有化政策において部分的に実施された、職員・消費者が経営に多数派として参加する反国家管理化（中木康夫氏の言う「国民化」⁽⁴¹⁾）は、ミッテラン政権においては全面実施されることはなかった。

しかし、だからといって、三者管理方式に代表されるような反国家管理化の歴史的意義は、完全には失われてはいない。八〇年代の国有化は、経営管理機構のメンバーの選出方法に問題があったために国家管理化に道を開

いたとはいえ、少なくとも従業員、利用者（消費者）、国家という三者の枠組みはまがりなりにも維持されている。元来の意味からずれているとはいえず、三者管理は念頭に置かれているのである。このように国有企業だから経営も国家が一元的に担当する、という立法政策でもなかったことにも注意を払わねばならない。国有企業の経営を国家が一元的に担当すれば、それは権力の肥大化、行政の肥大化へつながることになる。しかし、社会における各層の参加の契機を留保することによって、少なくとも経済介入が直ちに行政肥大化を導くとは言えなくなってくるのではないか。

ただ、ミッテランの国有化は、各層の参加を実現したものだとは言えず、その契機が含まれているものであるとしか言えない。経営組織についてカテゴリー分けを行ったとしても、それぞれのカテゴリーの選出方法次第では、そのカテゴリー分けの意義そのものが弱まってしまっているのである。八〇年代の国有化が国家管理化への道を開いているとすれば、経営組織を構成する各カテゴリー、なかでも特に利用者・学識経験者代表について、その選考基準を、代表としての性格に則って厳密に法制化しな

かったことに一因があるろう。

- (1) 例えば、深瀬由一「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」『ジュリスト』一九四号(一九六〇年)四〇頁。
- (2) 例えば、Pierre Pactel, *Institutions politiques et Droit constitutionnel*, 13^e éd., Masson, 1994, p. 337.
- (3) この点、公企業の公共性の根拠を所有関係や経営主体のみに求めるべきでないという重要な指摘がなされている。松原聡『民営化と規制緩和 転換期の公共政策』(日本評論社、一九九一年)五〇―五五頁。
- (4) Cf. Mario Einaudi, Maurice Byé, Ernesto Rossi, *Nationalization in France and Italy*, Cornell University Press (New York), 1955, pp. 95-96; Pierre Baucher, *Projet public et planification*, Cujas, 1962, pp. 255 et suiv. 原輝史『フランス資本主義 成立と展開』(日本経済評論社、一九八六年)三二二頁以下。
- (5) さしあたり、廣田功『現代フランスの史的形形成 両大戦間期の経済と社会』(東京大学出版会、一九九四年)一五〇―一五二頁。
- (6) J. O., *Ordonnances et Décrets*, 1945, pp. 1215-1216. なお、リヴェロは、国家からの自律が十分に保障されてくることを理由に、ルノーに於いても「国家管理化が排除されるべき」と考えづる(Jean Rivero, 'L'évolution du droit des entreprises nationalisées (1946-1955)', *Le fon-*

ctionnement des entreprises nationalisées en France, *Daloz*, 1956, p. 63)。

- (7) J. O., *Ordonnances et Décrets*, 1945, p. 3082; Jean Rivero, *Le Régime des nationalisations*, Editions Techniques, 1948, 3^e cahier, p. 15.
- (8) 以下、政府による提案理由に於いて、L'Actualité Juridique, *Droit administratif* (A. J. D. A.), 38^e année (1982), pp. 180-182.
- (9) 不受理の申し立ては、憲法上は議員提出法案に対して政府が行うものだが、政府提出法案を拒絶するためにも利用されてきた。Cf. Jean-Louis Autin, *Les exceptions d'irrecevabilité soulevées par les parlementaires français*, *Revue du droit public* (R. D. P.), 99^e année (1983), pp. 697; Pierre Avril et Jean Gicquel, *Droit parlementaire*, Montchrestien, 1988, p. 145.
- (10) 両院不一致の際の合同委員会設置要求を速やかに行うため、各院の議会を一回に減する効果を持つ。現行憲法四五条二項。
- (11) 先決問題とは、憲法上の疑義などを理由に、法律案の討議が必要でないという宣言を得るための手続きである。先の不受理の申し立てとともに、反対派の議会戦術として用いられてきた。Cf. Yves Pimont, 'La question préalable', *R. D. P.*, 86^e année (1970), pp. 354 et suiv.; Ludovic Fondraz, 'La question préalable au Sénat', *Revue française de droit constitutionnel*, n° 33 (1998), pp. 71 et

suiv.

- (12) 以上「Sous la direction de Louis Favoreu, *Nationalisations et Constitution*, Economica, 1982, pp. 11-14.
- (13) 判決全文は「J. O., 1982, pp. 299-304. 46」 Louis Favoreu et Loïc Philip, *Grandes décisions du Conseil constitutionnel*, 8^e éd., Dalloz, 1995, pp. 447 et suiv. に抄録されている。訳に依りて「野村敬造「フランスの国有化法の合憲性審査 2」シタリスト七七〇号（一九八二年）六四頁以下、および「土屋和恵「国有化法と適法性原理—憲法評議会「一九八二年一月一六日裁決を中心にして—」山形大学紀要（社会科学）一六巻一号（一九八五年）一二頁以下。
- (14) Jean Rivero, *Le Conseil constitutionnel et les libertés*, Economica, 1984, p. 109.
- (15) J. O., 1982, pp. 560-563.
- (16) J. O., 1982, pp. 566-571.
- (17) Armand Bizaguet, 'L'importance des entreprises publiques dans l'économie française et européenne après les nationalisations de 1982', *Revue économique*, vol. 34 (1983), N° 3, p. 453.
- (18) しかしながら「不動産会社」手形再割引店の名義を持つ銀行は対象外となった（二二条）。また、銀行業の最大手は、第二次大戦直後の時点で国有化されていた銀行で、それらの預金総額は、全体の五九・二%を占めており、それに対して、国有化対象三九行の預金比は二七・四%であった。藤本光夫『ミッテラン政権と公企業改革』（同文館一九八八年）八三頁。
- (19) 奥島孝康「フランスの企業国有化法と憲法院判決」法學教室二二号（一九八二年）八四頁。
- (20) J. O., 1982, p. 1082, p. 1084. 前者が「信用・金融部門の国有企業に関するギタレ」、後者が五大工業に関するテクニクである。
- (21) J. O., 1982, p. 2410.
- (22) J. O., Numéro complémentaire, 1982, pp. 6187-6188.
- (23) Cf. *Le Monde*, 2 juillet 1982, p. 35.
- (24) J. O., Numéro complémentaire, 1982, pp. 6963-6966 et pp. 7036-7038.
- (25) Cf. *Le Monde*, 25-26 juillet 1982, p. 11; 28 juillet 1982, p. 22.
- (26) このカテゴリーの評価について「藤本前掲書一九六一—一九七頁。
- (27) フランス社会党の自主管理論については「さしあたり葉山渥『自主管理と社会主義』（現代の理論社、一九七六年）参照。
- (28) Cf. *Projet socialiste : Pour la France des années 80*, Club socialiste du libre, 1981, pp. 194-195.
- (29) 安部誠治「ミッテラン政権と国有化政策」経済二二三号（一九八二年）一三三—三頁。
- (30) Jacques Barraux, 'Politique industrielle : La ren- trée des nationalisés', *Le Nouvel économiste*, N° 352,

1982, p. 44.

(31) 戦後の銀行国有化でも、国家代表、従業員の代表以外のカテゴリー(金融専門家)は閣僚による任命であったが、その一部については任命する範囲に制限が設けられていた。J. O., 1945, pp. 8001-8004.

このカテゴリーの任命が国家のフリーハンドによることは、取締役任命のデクレの任命形式にも現れている。すなわち、国家代表、職員代表の任命の場合については「何某の提案に基づき」という文言が、利用者・学識経験者のカテゴリーには存在しない。

(32) J. O., 1983, pp. 2326-2332. 本法律も、野党の提訴により、憲法院の審査に付された。しかし、憲法院の判決は、デクレに委任している個所の憲法三四条違反と若干の平等原則違反を理由とする。一部違憲の判決であり、国有化法の場合と異なって、違憲部分は法律全体と不可分ではないと判断された。このため、法律は、当該部分を除き審議され、成立することとなった。憲法院判決全文は、J. O., 1983, pp. 2267-2273.

野党の提訴理由の中心的な論点の一つは、私人株主および株主総会から、取締役とりわけ職員代表取締役の指名権を部分的にも奪っていることが、財産権と「事業活動の自由」に対する侵害である、というものであった(J. O., 1983, p. 2274)。既述したように、財産権および「事業活

動の自由」の憲法的効力は、国有化法違憲判決によって明確化されたものである。この問題は機会を改めて論じることとしたい。

(33) 対外貿易銀行、対外貿易保険会社、中小企業信用銀行、預金開発金庫、エルフリアキテーヌ(石油化学)、エル・アンテルの六社。

(34) さしあたり、廣田前掲書一五〇頁。

(35) François Hervouët, 'L'Etatisation, enfant naturel de la nationalisation', R. D. P., 101^e année (1985), p. 1327.

(36) Ibid., p. 1328.

(37) Antoine Jeammaud, 'La Démocratisation du secteur public', A. J. D. A., 20 nov. 1983, p. 579.

(38) 藤本前掲書二七頁参照。

(39) Cf. *Programme commun de gouvernement du parti communiste et du parti socialiste*, Editions sociales, 1973, pp. 110-111.

(40) 藤本前掲書三六頁参照。

(41) 中木康夫『フランス政治史 中』(未来社、一九七五年)一五九—一六一頁参照。

一九九九年二月八日 受稿
一九九九年三月二十六日 受理

(一橋大学助手)